

## 他自治体の条例と本県条例たたき台 比較表

東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県（たたき台）
東京都公文書等の管理に関する条例 平成29年東京都条例第39号	公文書の管理に関する条例 令和4年岩手県条例第20号	山形県公文書等の管理に関する条例 平成31年山形県条例第14号	仙台市公文書等の管理に関する条例 令和5年仙台市条例第1号	(仮) 公文書の管理に関する条例
目次 第1章 総則(第1条―第5条) 第2章 公文書の管理 第1節 文書の作成(第6条) 第2節 公文書の整理等(第7条―第17条)  第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第18条―第37条) 第4章 東京都公文書管理委員会(第38条・第39条) 第5章 雑則(第40条―第42条)  附則	目次 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 行政文書等の管理 第1節 文書の作成(第4条) 第2節 行政文書等の整理等(第5条―第10条) 第3章 法人文書の管理(第11条・第12条) 第4章 歴史公文書の保存、利用等(第13条―第30条) 第5章 岩手県公文書管理委員会(第31条―第44条) 第6章 雑則(第45条―第50条) 第7章 罰則(第51条)  附則	目次 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 公文書の管理 第1節 文書の作成(第4条) 第2節 公文書の整理等(第5条―第10条) 第3章 法人文書の管理(第11条―第13条) 第4章 特定歴史公文書の保存、利用等(第14条―第29条) 第5章 山形県公文書等管理委員会(第30条―第38条) 第6章 雑則(第39条―第41条) 第7章 罰則(第42条)  附則	目次 第1章 総則(第1条―第3条) 第2章 公文書の管理(第4条―第14条)  第3章 歴史的公文書等の保存、利用等(第15条―第33条) 第4章 仙台市公文書館(第34条―第37条) 第5章 雑則(第38条・第39条)  附則	目次 第1章 総則 第2章 行政文書の管理  第3章 特定歴史行政文書等の保存、利用等 第4章 宮城県公文書管理委員会 第5章 雑則
前文 新たな時代に向けて地方分権が進展する中で、公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政を実現し、日本国憲法が保障する地方自治を確立していくことが求められている。 情報公開制度は、このような開かれた都政を推進していく上でなくてはならない仕組みとして発展してきたものである。東京都は、都民の「知る権利」が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識し、都民がその知ろうとする東京都の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層進めていかなければならない。 このような考え方に立って、この条例を制定する。				

東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県（たたき台）
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、東京都（以下「都」という。）の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書等の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等及び法人文書の適正な管理並びに歴史公文書の適切な保存、利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p> <p><b>(第3条に基本理念を規定)</b></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県及び地方独立行政法人の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書管理の基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理並びに歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであるとともに、その適正な管理が県民の知る権利を尊重する情報公開制度の基盤であることを踏まえ、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視総監及び消防総監並びに都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。</p> <p>(2) 地方独立行政法人等 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び岩手県土地開発公社をいう。</p> <p>(3) 行政文書等 行政文書（議会以外の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>2 この条例（第21条第1項を除く。）において「地方独立行政法人」とは、県が設立団体である地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</p> <p>3 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体を含む。第22条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 博物館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（歴史的公文書を除く。）</p> <p>2 この条例において「歴史的公文書」とは、公文書のうち、歴史資料として重要なものとして第11条第1項の規</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</p> <p>2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下この項において同じ。）</p>

東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県（たたき台）
<p>当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p> <p>(3) 東京都規則で定める都の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。</p> <p>4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第10条第1項又は第11条第1項の規定により東京都公文書館(以下「公文書館」という。)に移管されたもの</p> <p>(2) 法人その他の団体(実施機関を除く。以下「法人等」という。)又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公文書</p> <p>(2) 特定歴史公文書等</p>	<p>れた記録をいう。第40条を除き、以下同じ。)を含む。第23条及び第24条を除き、以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。)及び議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、議会の事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 歴史公文書</p> <p>ウ 岩手県立図書館、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第19項の規定により議会に附置された議会図書室その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用若しくは調査研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(4) 法人文書 地方独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該地方独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>イ 歴史公文書</p> <p>ウ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化</p>	<p>(1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書</p> <p>(3) 山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(前2号に掲げるものを除く。)</p> <p>4 この条例において「法人文書」とは、地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該地方独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史公文書</p> <p>(3) 規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(前2号に掲げるものを除く。)</p> <p>5 この条例において「歴史公文書」とは、公文書及び法人文書のうち、歴史資料として重要な文書として、規則で定める基準に適合するものをいう。</p> <p>6 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第8条第1項の規定により知事に移管されたもの</p> <p>(2) 第11条第4項の規定により知事に移管されたもの</p>	<p>定により保存されているもの及び同条第4項の規定により市長に移管されたものをいう。</p> <p>3 この条例において「歴史的公文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 歴史的公文書</p> <p>(2) 法人その他の団体(本市を除く。以下「法人等」という。)又は個人から本市が設置する公文書館へ寄贈された文書、図画及び電磁的記録(公文書を除く。)</p> <p>4 この条例において「実施機関」とは、市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p>	<p>並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) 特定歴史行政文書等</p> <p>(3) 規則で定める県の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>3 この条例において「歴史行政文書等」とは、歴史資料として重要な行政文書その他の文書をいう。</p> <p>4 この条例において「特定歴史行政文書等」とは、歴史行政文書等のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 第●条第●項の規定により宮城県公文書館(以下「公文書館」という。)に移管されたもの。</p> <p>(2) 法人その他の団体(実施機関を除く。以下「法人等」という。)又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの</p> <p>5 この条例において「公文書」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 行政文書</p> <p>(2) 特定歴史行政文書等</p>

東京都	岩手県	山形県	仙台市	宮城県（たたき台）
	<p>的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(5) 歴史公文書 歴史的価値を有する行政文書等又は法人文書のうち、第8条第1項又は第11条第4項の規定により一般の利用に供するための保存の措置が講じられたものをいう。</p> <p>(6) 公文書 行政文書等、法人文書及び歴史公文書をいう。</p> <p>2 地方独立行政法人等は、この条例（次章、第3章、第47条及び第48条を除く。）の規定の適用については、実施機関とみなす。</p>	<p>7 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公文書</p> <p>(2) 法人文書</p> <p>(3) 特定歴史公文書</p>		
<p>（実施機関の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、この条例に定めるところに従い、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならない。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 実施機関は、公文書が、県及び地方独立行政法人等の諸活動並びに歴史的事実の記録であり、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の財産として、県民が主体的に利用し得るものであるとの認識の下に、公文書を適正に管理しなければならない。</p>			
<p>第4条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならない。</p> <p>2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければならない。</p>		<p>（第40条に研修に係る規定あり）</p>	<p>（第38条に研修に係る規定あり）</p>	
<p>（他の法令等との関係）</p> <p>第5条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>		<p>（他の法令等との関係）</p> <p>第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>（他の法令等との関係）</p> <p>第3条 公文書及び歴史的公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>（他の法令等との関係）</p> <p>第3条 公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>